

環境社会配慮助言委員会 第101回 全体会合

日時 2019年4月5日（金）14:00～16:18

場所 JICA本部 111・112連結会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
久保田 利恵子	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 研究員
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮専門家
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室 室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター"
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパ ン（CI ジャパン） 代表理事
福嶋 慶三	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 営業企画課 課長 （元環境省 大臣官房総務課 政策評価室・政策調整室（併任） 総合環境政策局 環境影響評価課 総括補佐）
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
竹田 幸子	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長
内田 久美子	アフリカ部 アフリカ第一課 課長

午後2時00分開会

○村瀬 お待たせいたしました。それでは時間になりましたので、第101回環境社会配慮助言委員会全体会合を始めさせていただきます。

毎回同じ案内で恐縮ですけれども、マイクの注意点をお知らせします。逐語の議事録を作成しておりますので、発言される場合には、必ずマイクをご活用いただき、ご発言をお願いいたします。また、発言の際にマイクをオン、終わった後にはオフということで、ご協力をお願いいたします。本日、マイクは4、5人に1本置いておりますので、少しマイクが不足しておりますが、回していただいて、ご発言をよろしくお願いいたします。

それから、本日はオブザーバーとして、三井住友銀行高井様の参加登録をいただいております。島委員も少し遅れていらっしゃるようですので、あわせてご参加の予定だと思います。

それでは、本日の議事進行は米田副委員長をお願いしています。よろしくお願いいたします。

○米田副委員長 今日は原嶋委員長がお休みということで、私のほうで進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に従って順番にいきたいと思います。

最初、案件概要説明で、フィリピンの案件ということで、よろしくお願いいたします。

○竹田 よろしく申し上げます。東南アジア大洋州部東南アジア五課の竹田と申します。

早速、事業概要について説明させていただきます。

フィリピン共和国の新マクタン橋建設事業になります。

お手元の資料の3枚目の、事業対象地図をごらんになられながらお聞きください。

こちら、今回の事業対象地域ですが、ここ全体フィリピンですけれども、その中部地域にございますセブ島になります。そして、このセブ島なんですけれども、実際このセブ島と、こちらに向かい側にマクタン島、そしてこちらにオランゴ島というところがございますが、この色がかかっている部分全体を指して、セブ都市圏と呼んでございます。

こちらの都市圏は、フィリピンにおいて2番目に大きい都市圏となっております。こちらに住宅、企業、人口の集中するセブ島と、国際空港や日系企業を多数含む工業団地がございますマクタン島、こちら、マクタン島がございまして、現在2つの橋、第一橋、第二橋と、この真ん中の2つが存在してございます。

ただ、このセブ島とマクタン島間の渡河交通量というのは、2017年時点で既にこの2橋の許容量を超えてございまして、今後も人口増加に伴いまして増加する傾向にございますので、こちらの需要を補うために、新規の橋梁の建設が必要となっております。

また、こちらの橋を行き来するために、この沿岸地区の市街地の交通渋滞が極めて深刻な状況にございまして、こちらの沿岸地域の渋滞緩和のためには、新規橋梁に加えて、こちらの新しい橋に接続する沿岸道路ですね。こちら側になるんですけれども、バイパス機能を持った沿岸道路の建設もあわせて必要な状況になってございます。

こちらの計画ですが、地方の開発計画におきましても最重要課題として取り上げられてございます。また、JICAが2017年から19年に実施しました「メトロセブ都市交通システム開発マスタープラン」におきましても、セブ都市圏、紙上すみません、「マニラ都市圏」と書いてございますが、訂正させていただきます。セブ都市圏に必要な都市交通網を提案してございます。特に、セブ島とマクタン島を結ぶ新たな橋梁と沿岸道路の整備自体が、優先事業として取り上げられてございます。

こちらがマンダウエ市内の交通渋滞の様子になります。右側の写真が第二マクタン橋の渋滞を示している写真になってございます。

事業概要ですが、こういった状況を踏まえまして、両島を結ぶ橋梁と、同橋梁に接続する沿岸道路を整備することによりまして、両島間、そして沿岸地域の輸送能力の拡充を図りまして、これらの地域の渋滞緩和に寄与するものを目的としてございます。

事業対象地域は、マンダウエ市です、こちら側がマンダウエ市、そしてこちら側がラプラプ市となっておりますが、こちらの両市を対象としてございます。

事業内容は、後ほど比較検討案をご説明しますが、こちらの道路橋、2.7km、両側4車線、そして沿岸道路、全長4.6km、両側4車線から6車線となっております。これ以外にコンサルティングサービスがございます。

こちらに、事業対象地域の現状について示した写真を添えております。

では、早速ですが、道路橋につきまして、まず代替案の検討状況についてご説明申し上げます。

第1案なんですけれども、真ん中のこちらですね。こちらにつきましては、影響住民は約50名と比較的少ない状況なんです、絵に示させてございますとおり、マングローブ林と、あと干潟、そして埋立地です、このピンク色の部分なんです、こちらへの影響が大きい状況です。

案2につきましても、影響は、影響住民が約100名と多く、港湾施設を通過します。こちらが港湾施設です。そして、海上の橋梁の距離、こちらの距離ですね。こちらの海上に乗る橋梁の部分の距離が非常に長くなっておりまして、海への影響も懸念されております。また、沿岸道路との接続も困難でして、市街地の渋滞緩和効果が余り見込めない状況にございます。

そして、案3につきましては、影響住民は約50名です、こちらのほうになります。こちらはマングローブ、干潟、埋立地への影響が最小限と考えられておりまして、現状では、この案3を事業案として考えてございます。

次に、沿岸道路の代替案の検討状況なのですが、案1ですね。この市街を通る部分なんですけれども、こちらは住宅地に道路を新設する必要がありますので、影響住民が約2,000名と非常に多い状況にあります。

案2、ピンク色の線なのですが、こちらは影響住民400名ということなのですが、工場、干潟、埋立地などに影響がございまして、海上の橋梁の、ここもずっと海上なんですけれども、こちら、橋梁の距離が非常に長く、海への影響も大きい状況でございます。

そして、案3がブルーの色で示したところなのですが、こちらは住民移転約400名、そして工場、干潟、埋立地等への影響が最小限であると判断されておりまして、現状で案3を選定してございます。

今後の調査の状況なんですけれども、調査の目的としましては、事業を実施するための必要な調査を行うことを目的としてございます。

対象地域としましては、セブ都市圏全体を指しています。

調査内容はここに示したとおりなんですけれども、自然条件調査、そして社会経済状況調査、また環境社会配慮面での影響を最小限にするような方策なども含めた環境社会配慮面の調査も実施する予定となっております。

環境社会配慮事項ですが、適用ガイドラインは2010年度版、そしてカテゴリ分類はAと考えてございます。こちらは、大規模非自発的住民移転を含む影響を及ぼしやすい特性がございます。

助言を求める事項としましては、スコーピング案、そしてドラフトファイナルレポートの2点になってございます。

環境許認可につきましては、フィリピン政府側の環境影響評価対象基準に該当し、環境許認可の取得が必要となっております。

想定される影響につきましては、次のページをご参照いただきますが、工事中につきましては、大気質、水質、土壌への影響、そして騒音・振動等が想定されます。

供用時にも、車両走行による大気汚染、騒音・振動等が想定されてございます。

自然環境につきましても、工事中、供用時ともに、河川、海、その他周辺地域に生息生育する動植物への影響が想定されています。

本事業対象地域は、Key Biodiversity Areas（KBA）及びInternational Bird Areas（IBA）に指定されてございます。また、事業地周辺には、先ほどご参照いただきましたとおり、マングローブ林や干潟がございまして、こういった自然環境への影響を最小限にするための方策などを、今後、調査にて確認していきたいと考えてございます。

社会影響につきましては、用地取得、そして約400名の住民移転、また工場の移転も伴いますので、これによって生計への影響が見込まれてございます。

今後のスケジュールですが、こちらをご参照いただきまして、まず4月の時点で、この本日の全体会合、そして8月末に助言案の検討、そして、9月の頭に助言を頂戴

できればと考えてございます。

以上になります。

○米田副委員長 ありがとうございます。

1つ確認ですが、これはスコーピングのワーキンググループが4月26日に予定されていると思うんですが、最後のスケジュールのところに入っていないようなんですけれども、やるということですのでよろしいですね。

○竹田 申しわけございません。はい、4月26日に予定させていただいてございます。

○米田副委員長 それでは、この案件に関しまして、ご質問等ありますでしょうか。

私のほうから2つ質問してよろしいでしょうか。

1つ目が、この埋立地というところは、何を目的にした埋立地なのかということをお伺いしてください。日本が一生懸命マングローブ林とか干潟に配慮しても、この埋立地が何か工場になってしまうとか、そういうことであれば、また違う影響が出てくるのかなと思ったので、それが1点目です。

もう1点目は、工場の移転という部分なんですけど、地図に出てくる工場、この写真で見る限りは何か端のほうにある工場のようなので、ちょっとよけるとかいうことができないのかな、なぜ移転しなければいけないのかというところを含めて、2点伺わせてください。

○竹田 ご質問ありがとうございます。

1点目の、埋立地の今後の利用の計画なんですけれども、こちらにつきましては、グローバルシティということで、住宅地、商業地などが想定されていると聞いてございます。

工場のほう、移転が避けられないのかというところなんですけれども、こちらの工場と、あとこちらにも一部ございまして、今後、詳しく調査を進めていく中で、線形でどのくらい影響を軽減できるのかわからないんですけれども、一部はどうしても移転が生じるのではないかと考えてございます。

○米田副委員長 わかりました。ありがとうございます。

どなたか、ほかにご質問ありますでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 今度の案件の区域に干潟とマングローブがあるということなんですけれども、多分これは干潮区域だと、潮が入ってくるところだと思うんですけども、潮の満ち干によってどれくらい変わるのかとか、それから、そこへ流れ込む河川の水がどういうふうに流れるかというのは、これからの問題なんですけれども、そこはきちんと把握して、説明できるようにしていただきたいと思います。

○米田副委員長 JICAのほうはよろしいですね。

○竹田 承知いたしました。

○米田副委員長 ほかに何かありますでしょうか。

石田委員。

○石田委員 勉強不足なのでちょっと教えていただきたいんですが、セブ島のこの非常に短い水平距離の間にこんなに橋をかけるというのがよくわからなくて、恐らく、橋をかけるだけの産業とか、人口の移動だとか、観光の促進だとかがあると思うんですけれども、セブ島でこんなに橋を3つもかけたにかかわらず、またさらに橋を要求するような需要があるというのは、どんな方面からの需要なのかを教えてくださいませんか。

○竹田 今後、詳細に調査を進めていくところなんですけど、まず、この2橋は建設済みで、こちら、今建設中のところとなっています。それで、ラプラプ市というところに空港と工業団地がございます。こちらのマクタン島のほうですね。日系企業等も入っている工業団地がございます。

こちらがセブ市とかマ نداウエ市ということで、こちらが市街地になっています。こちらのほうに一応、リゾートホテル等もあるんですけども、基本的に、ここに空港がある関係で、どうしても両島間の行き来は必要になってきています。

第三橋は、新たに建設していますけれども、セブ島西側からの交通需要に対応する形になります。そして、第二橋がここからこういう感じのですね。

第一橋は、今いっぱいいっぱいになっているんですけど、ここからこの距離を、意外と市街地が広がっているんですけども、ここを通ってくる交通量に対応しているような状況にあります。ここがいっぱいいっぱいなので、ここにバイパスをつけて、第四橋を通ることによって分散させるというようなことを、今考えてございます。もちろん、第四橋は、さらに言えば、東のほうからの交通量にも対応するということになってございます。

また、交通流のほうについては、今後、詳細に調査を進めていく中で、またご説明する機会もございます。よろしくお願いします。

○石田委員 わかりました。需要の概要は理解できましたので、ありがとうございます。

○小椋委員 1点教えてください。本件事業は工場が抵触しているということなんですけれども、工場はどんな種類の製造業なのか。例えば、繊維をやっているような、ガーマントインダストリーなのかと、その種別を、まず教えていただきたいのと、工場にライトオブウェイはどれぐらいひっかかっちゃうのか。

実は私も、国内業務なんですけれども、工場の移転補償をやったことがあるんですけども、ちょっとかかっただけで、自動車工場のようなラインだと、もう全移転をしないといけないようなこともあるので、その業種というのはとても大事だと思うんですけれども、今どこまで工場のなりわいというのが、あるいは工場がどういうふうな稼働状況なのかというのを把握しておられますでしょうか、教えてください。

○竹田 こちらが石油タンク等がございます。こちらがサンミゲルビール工場になっ

てございます。今のところ、主な工場としては、そういった業種になってございます。
○小椋委員 今後の調査の中で、どういうふうこれを、機能を残してやられるのか
というところまで踏み込んで調査されるんですね。

○竹田 はい、そうです。

○小椋委員 そうということですね。わかりました。じゃ、また経過を教えてください
ればありがたいと存じます。ありがとうございます。

○竹田 よろしく願います。

○米田副委員長 ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、26日のワーキングのほうでさらに検討していただくということで、こ
の説明はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次はワーキングスケジュールの確認ということですね。

願います。

○村瀬 それでは、事務局からスケジュール確認をいたします。

議事次第の次のページの2ページ目をご覧ください。

4月及び5月は、既にご出席確認済みということで丸がつけてあります。6月は事務
局のほうで割り振らせていただきました。

既にご出席確認済み、もしくは6月の割り当てたところでご都合が悪いところなど
ございましたら、この場でご発言をお願いいたします。

どうぞ。

○木口委員 申しわけありませんが、6月17日、都合がつかないので、24日か28日に
移動させていただければと思うんですが。

○村瀬 木口委員、6月17日、ご都合が悪いということで承りました。

○木口委員 24日でよろしいでしょうか。

○村瀬 はい、24日にさせていただきます。

他にはいかがでしょうか。どうぞ。

○山岡委員 私も6月14日は都合が悪いんですが。

○村瀬 それでは、山岡委員、6月14日、ご都合が悪いということで承りました。

どうぞ。

○谷本委員 私、6月10日、ちょっと都合が悪くなりそうなので、もしよろしければ、
山岡委員と交代というようなあれで検討していただければと思いますけれども。

○村瀬 わかりました。それでは、谷本委員を14日の山岡委員のところの枠に入れ
させていただきます。山岡委員は、そのままご欠席ということでよろしいでしょうか。

○山岡委員 そうですね、ちょっと10日も微妙なんですけれども。

○村瀬 17日の木口委員のところの枠があいてございますけれども。

○山岡委員 そうですね、じゃ、17日のほうに、むしろ入れていただけるとありが
たいです。

○村瀬 承知しました。それでは山岡委員、17日に移すということで承りました。

他はよろしいでしょうか。

それでは、またご都合の変更がございましたら、事務局宛てにご連絡くださるようお願いいたします。

それでは、スケジュール確認は以上です。

○米田副委員長 それでは、次の議題に移ります。

ワーキンググループの助言の確定ということです。

ケニアのモンバサ経済特区開発事業。今回、掛川委員が主査ということで、報告お願いいたします。

○掛川委員 そうしましたら、配付資料の2ページをごらんいただきたいんですけども、3月22日にグループとしまして、石田委員はメールのみでしたけれども、石田委員、鈴木委員、長谷川委員、林委員、それから私で協議いたしました。

2ページのところにまいりますが、助言として2つあります。

社会配慮の点ですけども、土地所有権の整理について長引く場合は、KETRACOは施工管理計画を見直し、基本方針として、補償が実施される前に着工しないように、JICAはKETRACOに申し入れること。それから、第2点目としましては、ルート上のTree shrineについては、詳細設計時にまずは伐採回避を検討することという2点を助言として出させていただきました。

それから、論点のほうに移りますが、右側のページをごらんいただきまして、ワーキンググループとしては、こちら2点の論点を出させていただきました。

1つは、SEAの知見、教訓、ティアリング効果についてということで、マスタープランのSEA結果を下流の事業にうまく生かした知見及び教訓の蓄積が重要であると。特に、ティアリングの効果があれば明示しておいたほうがよいということで意見を出させていただきました。

それから2点目は、住民移転を初めとする社会環境項目のモニタリング計画ということで、委員会より、住民移転を含む社会環境については、他ドナーの状況も確認の上、社会経済調査とのリンク、より具体的な数値使用や基準値、対策実施のための体制、組織、要員の確保状況も含めて、モニタリング計画の目標や評価基準の明確化に向け、一層の努力を求めるということで要望を出させていただきました。

私のほうは以上なんですが、ほかのご出席いただいた委員から、もし補足等がありましたらお願いします。

○米田副委員長 ほかの委員の方もよろしいでしょうか。

それでは、この今回の助言案につきまして、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

織田委員、どうぞ。

○織田委員 質問なんですけれども、この土地の所有権があまり確定していない地域

だそうで、これからその整理をなさるという話なんですけど、今までこういうふうに、動く人、リロケーションしなければいけない人の土地の所有権がほとんど確認されていない人ばかりというのはよくあることなのか。今回の、質問的にちょっと仕方が悪いのかもしれないんですが、あまりにも不安定なプロジェクトだなと思ったんですが、これはよくあることなのでしょうか。

○内田 ご質問ありがとうございます。アフリカ第一課で担当課長をしております内田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

ご質問の件なんですけれども、ケニアにおきましては、必ずしも整備されていない土地の部分もございます。こういうことは、非常に頻繁というわけではないんですけれども、時にはございます。そこをNLCという国家の土地委員会が整理をするということで、いつも対応することになっております。

○小椋委員 関連してよろしいですかね。今のに関連して、いわゆるランドレスのPAPsに関して、今、住民移転計画の中では、どのような権利の付与というか、いわゆる移転先地を確保してあげるような計画になっているのか、もしご存じでしたらお教えてください。

○内田 ありがとうございます。現時点では、そこに住んでいたという確定ができるエリアの再取得価格ということで補償することになっております。

○小椋委員 わかりました。

○米田副委員長 ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

形式的なことを2点、意見を言わせていただきます。

助言の1つ目ですが、KETRACOというんですか、これは現地の実施機関、ケニア送電公社ということの略称のようなんですけれども、これは何かしらわかる形で、その実施機関なり、あるいはケニア送電公社なりという形に書いたほうが読者に親切かなと思います。

それから、2つ目なんですけど、「ルート上の」という文章で始まるんですが、これは何のルートだかが、これだけだとわからないので、後で出てくる環境レビューの資料とかを見た感じでは送電線かなと思うんですが、例えば、「送電線ルート上の」というふうに追記してはどうかと思います。

いかがでしょうか。

○掛川委員 ご指摘ありがとうございます。もしほかの委員の方がよろしければ、そのように訂正させていただければと思いますが、よろしいですか。

○鈴木委員 それで結構です。

○掛川委員 そのように、第三者が見たときにわかりやすく、詳細にしたいと思います。

○米田副委員長 具体的にどのように修正するかを決めていただきたいんですけれど

も。今までだと、「実施機関」という記述が多かったでしょうか。

○永井 事務局から。「実施機関」とした場合には、この「KETRACO」は要らないかなと。ただ、これは3スキームあるから、そうですね。この場合は、実施機関は3機関ありますので、「ケニア送電公社（KETRACO）」のほうがわかりやすいかと思いますので、そのように修正してよろしいでしょうか。

○米田副委員長 ワーキングの委員の方々に異存がなければ、それでいいと思います。それから、2番のほうは、「送電線」でよろしいのでしょうか。

○掛川委員 そうですね。

○米田副委員長 では、「送電線ルート上の」というふうに修正するという事で。ほかには、ご意見は。

作本委員、どうぞ。

○作本委員 ちょっと私も確信を持ってないんですが、「所有権の整理」という言葉が、これをもし英語に訳すとどういう表現になるんでしょうね。権利の整理というのは、どちらかというと、表現としては、権利はどちらかというと確定するとか、未確定・不確定のものをどちらに属するか、帰属する、そういうような場合には、この権利の整理という言葉は当てはまるかもしれないけれども、「について長引く場合」、はっきり言って日本語が、ちょっと曖昧さを含んでいるかと思しますので、もし「整理」という言葉を使うのであれば、「所有権の整理そのものが長引く場合」とか、「について」というと、これはかなり意味が広まっていってしまうので、この前半の部分の「場合」までの、この表現はもうちょっと限定的にしないと、1人でも、もし不満を言っている人がいたのであれば、その場合、JICAさんはこれに引きずられるのかというような質問があるかと思えます。ちょっと言葉を、表現を整理していただけるとありがたいと思います。

○米田副委員長 いかがでしょうか。

○重田委員 質問ですけれども、土地の登記に関しては、登記簿なり何なり、そういう住民のものは残されているのでしょうか。それとも慣習で、ここは住民の土地だということで決められているのでしょうか。その辺、どういうふうに登記簿、土地の所有を決めているのかを教えてください。

○内田 ありがとうございます。2点目のご質問のほうから答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、土地の所有権については確認が必要ということで、それはすなわち、登記簿が整っていない土地があるということでございます。登記簿に登録されているところは、そのままその登記簿にのっとった対応をしております。

○重田委員 載っていないところは、今、交渉中という解釈でよろしいのでしょうか。

○内田 はい、さようでございます。

○米田副委員長 そうしますと、助言の1番のほうの文言としては、何かご提案がありますでしょうか。

○掛川委員 ワーキンググループでは、詳細については確認することは出来ませんが、この点について、多くの議論をしました。私たちの懸念としましては、先ほども意見がありましたとおり、土地所有の登記がない人たちが大勢いると。それについては、きちんとKETRACO、それからNLCですか、土地を管理する委員会がきちんと協議をして、これまできちんと必要な手当てをやってきたというふうに、JICAから説明を受けておりました。

ですので、私たちが最終的に目指すところは、当然、土地所有権を持っていないような人たちが、もし実際に「ない」となった場合でも、きちんと手当てを受けるといふ、そういった、流れをつくることですけれども、現地で協議にかかわらない、もしくは現地の詳細を知らない私たちのほうで、その「土地所有権の確定」というところまで、ここで言っているのかということもありまして、ある意味、若干大きな意味にとれる可能性があるんですけれども、「土地所有権の整理」にし、それには、このような登記がないところについては書類上きちんと整理をして、なおかつ必要な協議を現地のほうで関係機関がされると。その意味を含めて、「土地所有権の整理について長引く場合」というふうに、その時はいたしました。ですので、実際に状況を、恐らくもっとも詰めて確認する必要があるのかとは思っています。

ただ、当時の委員会としての総意としましては、そういった議論が長引く場合には特に気をつけてほしいということで、こういった形で助言としてまとめています。

ほかの委員の方もお願いします。

○米田副委員長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 これは、住民説明会でのKETRACOの答えが、割合、権利の整理ができない、もめている場合には払えませんよみたいな言い方だったもので、その確定みたいに、権利書を持たない人だとかはもう初めから問題にしませんという形じゃなくて、時間がかかっても、何となく今までずっと住んできた人たちをどうやって救うかみたいな話で、こういうちょっと曖昧な言葉になっているのかもしれませんが、ケニアの状況をよく知らないですから。ただ、事業実施主体のほうは急いでやりたいから、いろいろな法律に基づいてすぐできますよという形の返事だったんですよね。

以上、状況説明。

○米田副委員長 作本委員の先ほどのご提案は、「土地所有権の整理が長引く場合」という形であればよいというご意見だったんでしょうか。

○作本委員 一つにはそうなんです、まさに主語は、「ついて」と入れないほうがいいだろうという、そういう文字上のこともあります。

もう一つは、土地所有権というのは近代的な、いわゆる登記制度を前提にした場合の使い方なんです。それで、我々は農業をやっているような人に、地権というような言葉で、いわゆる慣習法上の土地とか、あるいは、いわゆる現代的な、近代的な所有権が属さないような場合には、使用権もあるわけですね、慣習地とか何かで。

そういうようなことを含めて、ここで「土地所有権」と言うと、どうも近代的なものだけを前提にした、先ほど登記の話が出ていますが、そういうことを前提にした言葉に近くなるのではないかということで、議論の文脈が、議論自体がわかりませんけれども、ここはケニアですから、恐らくイギリスのトレンスシステムで土地登記制度がかなり、実際はなされていないかもしれないけれども、タンザニアとともに土地登記制度がかなり浸透している国じゃないかと思うんです。

そういう意味では、この「土地所有権」という言葉自体を使っていいのかどうかというところで、私はちょっと悩んだ状態で、オリジナルがどうなんでしょうね、もとの調査資料は。それによるかと思いますが。

○内田 EIA上は、土地の利用権ということで。

○作本委員 英語で何と書いてありましたか。land rightsとか。

○内田 titleのはずなんですけれども、land titleです。

○作本委員 land title。

○内田 はい。

○作本委員 そちらですか。所有権の意味も含めて、もうちょっと広がっているのね。

○内田 そうですね。

○作本委員 私自身は詳細がわからないので、「について」のところが「が」に、表現上直せばいいんじゃないかと思います。ごめんなさい、先へ。

○重田委員 JICAさん、登記簿の現物というのは、実際に目でごらんになったんでしょうか。その点、ご質問させていただきます。

○内田 我々は確認しておりません。

○重田委員 見ていないということですね。

○米田副委員長 小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 「土地所有権」と言い切るよりも、land titleでしたら、例えば、地上権だとか借地権だとかというのもあるので、「土地に係る権利」ぐらいに訳されて、もう少し大きなスコーピングで捉えられるような、日本語にこだわるのであればですよ、それでいいんじゃないかなとは思いますが。

実際に日本でも、私も阪神高速をやっていますけれども、不法占拠されているところがあって、そこを我々が、地方自治体さんとか、河川管理者である国土交通省さんが間に入って、地上権を認めてというような例というのは日本でもいっぱいあるんですよ。だから、こういう例ってよくあるので、あるいは、スラムクリアランスの場合でもあるので、そんなに珍しくはないとは思いますが。なので、「土地に係る権利」ぐらいでいいんじゃないですかね。いかがでしょうか。

○重田委員 ただ、日本の場合は、ある程度法律なりで住民が確保されているという、保障というものがあるし、裁判権もあると思いますけれども、やっぱりケニアの場合

は、ちょっと日本の事情と違うんじゃないかなと思いますけれども。

○米田副委員長 重田委員は、何か具体的なご提案がありますでしょうか。

○重田委員 ここに書いてあるとおりでいいんですけれども、やっぱりこの土地の権利がどのように住民に対して保障されているのかって、どう担保するのかというところで、ない人たちに対して、やはり、結局、これは世界的に結構大きい問題になっているので、そこを、特に土地の権利書がない人たちに対してどうするのかというところをもうちょっとはっきりとさせて、その上で着工していただきたいと。そういう基本方針というので、ここに書いてあるように、やっぱりつくっていただいて、そこをはっきり選別していただきたいなと思います。

○米田副委員長 掛川委員、どうぞ。

○掛川委員 先ほどの小椋委員のご提案のあった、土地にかかわる権利という、その言葉についてなんですが、私たち、ワーキンググループを担当した者は、DFRのほうでの言葉をベースにこのように議論していますので、もしJICA側のほうで、このland titleの訳を、今まで使っていた「土地所有権」ではなく、「土地に係る権利」に変えるのであれば、すみませんが、DFRとかも全部それにそろえていただく必要があるかなと思っています。

○米田副委員長 DFRは日本語ですか。

○掛川委員 日本語です。

○米田副委員長 わかりました。そこに「土地所有権」という言葉が使われていたということですね。

○掛川委員 そうですね、今回の日本語訳は、全部「土地所有権」という形で使われていました。

○米田副委員長 そうしましたら、DFRが日本語で書かれていて、そういう言葉が使われていたということであれば、今回はこの言葉で、先ほどの「について」を「が」に変えるという修正で、その「土地所有権」という言葉はこのままでどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

それでご異存がなければ、そういう修正にしたいと思います。

それからもう一つ、重田委員がおっしゃられた、この点についてもう少しはっきりさせるべきだという話は、次の環境レビューのところでもう一度確認していただければと思います。

ほかに何かありますでしょうか。

織田委員、どうぞ。

○織田委員 今のと若干関係することですけれども、登記の所有者がわからないお金はプールしておいて、後々わかったらその人に渡すようにしますというやり方だったと思うんですけれども、その所有者が特定されたらというのは、どのぐらいの時間があつたほうがいいとか、多少そういうことの時間の軸を決めておいたほうがいいとい

うことはないでしょうかね。もう20年、30年とたってしまうと、結局そのプールされているお金は何のためのお金だったかとか、それからどういう人に行くべきというふうなフォローアップをするべきだったのに、しなかったとか、だんだんわからなくなってしまうことはないだろうかと、ちょっと懸念するんですけども、委員会では余りそういうことのご心配はなかったのか、その時期についてはどんなご議論があったか、もし教えていただければありがたいと思います。

○掛川委員 ありがとうございます。

実を申しますと、まさに今、いろいろポイントを指摘していただいているとおり、私たちの中でも非常に大きな議論となりました。

ただ、一つは、我々委員のほうからも、この土地所有権について白黒明確でないときに、本当にKETRACOは事業をとめて住民と協議をするんだろうかというところを何回も何回も、正直、疑問を私たちのほうはJICA側に投げかけました。

それに対しては、私たちのほうが得たJICA側からの回答としては、これまでの幾つかやってきた事業においては、KETRACOは確実にNLC、土地所有に関する委員会ですね、そちらを含めて住民と一緒に協議をしてきて、これまでは、解決をしない場合は、そちらをきちんとやった後に事業を進めてきた。そういう実証があるということで、私たちは納得しました。それが一つです。

それから、時間についても、我々も懸念はしていたのは今の織田委員と同様なんですけれども、そこはやはり施工期間がありますので、それを先方もずるずると延ばすわけにはいかないので、その時期を念頭に置いた中で迅速にやるということでした。

また、その過去の事例を見ましても、私たち、実を申しますとKETRACOの実施体制とか、そういったところにも疑問は呈したんですけども、これまでの実績によると、それほど延びたことはない。必要な数カ月の中でやってきているということ。JICA側から伺いましたので、特段、何カ月以内とかということでは入れていません。

○織田委員 ありがとうございます。ご議論なさったということ伺いまして、安心いたしました。

○米田副委員長 それでは、よろしいでしょうか。

この案件は、次の議題でもまた出てまいりますので。

それでは、助言案は、先ほどのように、1番が、「整理について」を「整理が」に変えて、「KETRACO」の前に「ケニア送電公社」を入れる。それから2番は、「送電線ルート上の」という形で修正をするということで、確定とさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

議題の3番目が、環境レビュー方針の報告ということで、今の案件の環境レビュー方針についてご説明をお願いいたします。

○内田 それでは、環境レビュー方針のほうの説明に入らせていただきます。

対象の事業なんですけれども、ケニアのモンバサ経済特区開発事業ということになっております。

案件概要を簡単にご説明さしあげたいと思います。

事業目的といたしましては、モンバサ港南岸のドンゴクンドウというエリアなんですけれども、そちらの地域に建設される経済特区のフェーズ1地域を対象としたインフラの一部を整備することによりまして、同地域における投資環境の改善を図り、もって同地域の社会経済環境の改善及びケニアの経済振興に寄与するものということと整理しております。

事業内容は、港湾、道路、電力の3つのプロジェクトに分かれておりまして、あとはコンサルティングサービスとして、入札補助、あるいは施工監理、さらには環境社会配慮実施支援ということで入ることになっております。

実施機関にしましては、それぞれのプロジェクトごとに異なりまして、港湾がケニア港湾公社、道路がケニア高速道路公社、電力が、先ほど議論のご助言のほうにもございましたKETRACO、ケニア送電公社ということになっております。

では、具体的なレビュー方針のご説明をさせていただきます。

すみません、その次のページですね。2ページ目、全般事項にしましてですが、一番最初の事業コンポーネントの不可分一体事業ということで、こちらは経済特区のフェーズ1の開発に際しまして、JICAの環境ガイドラインに基づき環境社会配慮を行うということを申し入れることになっております。

関連いたしまして、次の環境社会配慮文書なんですけれども、こちらはまさしく先日ご審議いただいたものなんですけれども、ESIAは作成済みとなっております。現在、環境当局による承認プロセス中でございまして、RAPドラフトも作成、ESIAの別添として提出されております。

仮にその承認プロセスにおいて、許認可の際に附帯条件が付きまして場合は、その内容及び対応方針を確認し、期限までに条件を達成することを実施機関と合意することとしております。こちらが、今、環境社会許認可について、3番のご説明を差し上げています。

また、環境許認可証明書、あるいはESIA、RAP、あとは協力準備調査のドラフトファイナルレポート、こちらは我々のウェブサイトで公開することになっております。

次が、3ページ目、6番です、EMP、EMoP、モニタリングフォームというところなんですけれども、こちら、それぞれEMP、EMoPに従い緩和策、モニタリングを実施し、我々と合意したモニタリングフォームにて、モニタリング結果をJICAに報告するということが、実施機関と合意する方針でございまして。頻度ですが、工事中は四半期に1回、供用開始後2年間は半年に1回ということと合意することにしております。

次、7番の実施体制なんですけれども、ご説明さしあげましたとおり、本事業は3つのサブプロジェクトから成っております。3つにまたがりますので、本事業実施の

ためにProject Implementation Teamを設置いたしまして、環境専門家、あるいは社会専門家を配置した上で、環境管理計画、モニタリング計画の実施、監督を行うこととしております。

次が9番、情報公開のところなんですけれども、4ページ目です、先ほどもご説明いたしましたが、承認版のESIAとRAP等々は、現地での公開状況を確認いたします。また、我々のウェブサイトでも同様の書類を公開するということになっております。

次が、汚染対策です。

(2) 汚染対策の3番目、廃棄物なんですけれども、それぞれの事業から発生する、処分が集中することも念頭に置きまして、処分場に十分なキャパシティーがあるかどうかを確認することといたします。

また、バラスト水、あるいはマルポール条約ともに、国内規定に基づきまして監視体制が整備されて、機能しているのかどうかというものを確認することになっております。

次、3番の自然環境ですが、6ページまで飛んでいただきまして、2) 生態系です。

こちらは、植林につきまして、その植林計画を改めて確認することにしております。植林方針に関しましては、対象種、本数、場所、実施体制などを明記された植林計画を策定されることになっておりまして、こちらがちゃんと実施されることを確認したいと思います。

なお、具体的な計画なんですけれども、設計や施工計画がより具体化する詳細設計時に、ケニアの植林サービスですね、Kenya Forest Serviceやコミュニティと協議しながら策定し、工事開始前に植林を実施することとしております。

また、工事中は、騒音等による野生動物への影響も想定されますが、工事は比較的短期間、一、二カ月程度ということと、労働者の数も限定的であるため、顕著な影響は想定されていないと推察しております。

他方、こちら、先日のワーキンググループでもご心配いただいた件なんですけれども、送電線の建設に関しましては、極力育雛期を避ける方向で施工計画を検討することを、実施機関と改めて合意してまいります。

また、モンバサ港のほかの事業で、浚渫工事と時期が重複する場合には、それらの事業と調整、連携しながら、必要に応じて環境管理計画、モニタリング計画というものを、それぞれ再検討することを合意してまいります。

次、7ページ目です、(4) 社会環境、その他になります。

1番の用地取得・住民移転の規模ですが、こちらは審査時に、実施機関と最新の情報を確認してまいります。

次が、3番の受給資格なんですけれども、こちらは先ほどご助言いただいたところにもなるんですけれども、土地所有権の整理が長引いた場合には、ケニア送電公社は施工管理計画を見直しまして、基本方針といたしましては、補償実施前に着工しない

ように、審査時にケニア送電公社のほうに申し入れをすることにしたいと思っております。

最後です、9ページ目、8番の文化遺産になりますが、こちらもお助言いただいた件なんですけれども、送電線と並行して走る道路などの影響で、Shrine Treeに関しましては伐採をするということで、所有者及びコミュニティと合意はしていますけれども、詳細設計の際に改めて送電線ルートを検討し、神聖木の伐採が回避可能かどうかというものを、実施機関のKETRACO、ケニア送電公社ともう一度確認するという事で申し入れます。

では、以上となります。よろしくお願いします。

○米田副委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見ありますでしょうか。

谷本委員。

○谷本委員 1点細かいこと。専門じゃないんですけれども、6ページ目の下から5分の1ぐらいのところ。「供用後は、送電線の一部は渡り鳥が飛来する」と、以下云々ありますけれども、緩和策として、渡りの時期を回避した施工となっていますけれども、問題は供用時ですね。これの対策はどのように考えておられるか、これはやはり明記をしてください。お願いをします。

○内田 ありがとうございます。衝突するのを防ぐための器具というものがあるんですけれども、そちらを設置するという事で予定しております。

○米田副委員長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 これ、前の案件とかぶっているところがすごくたくさんあって、この間議論したのが反映されていないんじゃないかという気がするんですけれども、一つは、6ページの2の生態系のところに、植生の星印みたいなもの、「樹木の生育密度は中心部に比べて低く」というふうに書いてあるんですけども、これはデータがあるんですかというのをお聞きしたんですけれども、やっぱりモンバサのあたりというのは雨量が1,000ミリぐらいあるわけだから、基本的には森林が立つと思うんですよね、熱帯サバンナであっても。それで、前のときに、これは変じゃないかと言ったのは、議論なしに割合取り下げちゃうんですよね。それで、変えるというよりも、何が本当に起きているのかということのほうが大事なんだと思うんです。

だから、送電線を通すために20m幅で5haぐらい切るということで、何本の木が切られるというふうに書いてあるけれども、その場所の具体的なイメージとして、林縁が林の中央部よりもすかすかだという説明は、植生をやってきた人にとってはなかなか信じがたい説明なんです。そのことのほうが大事で、これを誰かが見るかもしれないわけでしょう。だから、フリーハンドで通ったというふうには、私はしたくないという。

それから、今、渡り鳥が送電線にぶつかるというふうに書いてあって、それを防ぐ

器具があるというふうにおっしゃったけれども、何の鳥がぶつかるかという説明はできますか。バードストライクで電線に当たるといのは、そんな多くないんです。逆に、かなり大きな鳥の場合はあるけれども、だから渡り鳥は何を想定して、どういう器具を使うのかというのを教えてもらえればと思います。

○内田 ありがとうございます。

1点目の、「樹木の生育密度は中心部に比べ低く」といのは、すみません、おっしゃられましたとおり議論したことです、記載を変えたいと思います。

2点目の鳥に関しましては、前回の助言委員会のときもご説明さしあげたかと思うんですけれども、鷹などの猛禽類がああたりに飛ぶということで聞いております。

○鈴木委員 それはデータがありますか。モンバサのところは、アフリカ東海岸といのは、一つの大きな渡り鳥のルートなんです。だから、そこに小鳥の仲間も通るし、鶴なんかも通るし、鷹も通るけれども、一番目がいい鷹を例に挙げるといのはなかなか、そうかなと。本当にそんなことが、たくさん事例としてあるんだろうかという気がしますけれども。

それで、どういう器具を使うと、それがぶつかるのが避けられるの。

○内田 すみません、猛禽類に関しましては、我々がKenya Wildlife Serviceというケニアの国の組織と面談をした際に、そういう説明がございましたので、それをお答えさせていただきました。

もう一つご質問のございました器具なんですけれども、Avian Flight Diverterというものが、器具といたしましては具体的には挙げられております。

○鈴木委員 それはどういうメカニク、機序。超音波なのか、光なのか、何なのか、どういう器具。

○内田 器具なんですけれども、それを送電線につけることによって、遠くからでも、そこに物があるということが。

○鈴木委員 ビジビリティーが上がるということなの。

○内田 はい、物をつけるという。私も画面でしか見たことがないんですけれども。

○鈴木委員 写真は。

○内田 写真はございます。

○鈴木委員 日本でも、鶴とか白鳥とか、大きな鳥が衝突するのを避けるためには、旗を立てたり何かするということは結構あるんだけど。はい、わかりました。これで鷹がぶつかるのを、衝突を避けられるということなんだ。

○内田 鷹は例で申し上げたもので、鳥の衝突を一般的にということで説明を受けております。

○鈴木委員 わかりました。

○米田副委員長 山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 社会環境なんですけれども、結構、送電線によって影響を受ける家屋が

多いと思いますが、この点について、スライドで送電線のルート図、平面図を出すことは可能でしょうか。

以前も見せていただいたんですけれども、送電線のルートが、直線的なところがかなり長いルートになっていると思います。一部、最後の文化遺産のところで、詳細設計時に、神聖木の伐採の回避のために送電線ルートを再検討されるという記述はありますけれども、これは、用地取得とか住民移転も、村落を避けることによって、そういう社会環境影響を減らす可能性があるのではないかなというふうに私は思ったわけです。詳細なレポートは見えていないので。

そうですね、この左側は、かなり直線的な送電のルートになっているんですけれども、詳細設計時にやはり微調整をして、ルートを変えることによって社会環境影響を減らす、そういうことは検討されているのでしょうか。

○内田 はい、しております。

○山岡委員 その場合に、ここでかなり影響を受ける世帯数とか人数が書いてありますけれども、これが相当減るということになるのでしょうか。

○内田 はい、検討した結果、これが一番影響が少ないということで、ルートを選定しております。

○山岡委員 これを見ますとかなり直線的に引いていますけれども、実際はそういう村落を回避しているようなルートになっているのですか。

○内田 送電線は、一般的に真っすぐ引く、こちら先日のワーキンググループのときでもお話しになったんですけれども、これですね。それぞれの代替案の検討をこういうふうにさせていただきまして、やはりどちらも真っすぐではあるんですけれども、オプション1とオプション2で、より影響の少ないほうということで、現時点では採択して。

○山岡委員 基本的なルートとしては直線でもいいのかもしれませんが、その上の既存の送電線の黄色の図を見せていただけますか。ちょっとスライドを下に下げていただくと。

既存の送電線も結構曲がったりしていると思うんですけれども、送電線の計画を立てるときに、やっぱりできるだけ村落とか、自然環境・社会環境の影響を少なくするように、微調整というのは入ってくると思うんですが、それを今後、その詳細設計のときにおやりになられる予定があるのか、ないのか、いかがでしょうか。

○内田 実際に工事をすると、ああやって多少の、本当に一直線ということにはならないと思うんですけれども、もう1点は、我々、比較的高圧線ですので、より曲げるのが難しいところというのはございます。

ただ、ルートに関しましては、特に神聖木みたいなところを通るところでは、再度検討するという事になっております。

○山岡委員 ということは、基本的にこのオプション2のルートは、あまり調整もし

ないということですね。

○内田 はい、さようでございます。微調整はいたしますけれども、大きな変更というものは、検討した結果選んだルートですので、大きな変更はないというふうに考えております。

○山岡委員 わかりました。

○米田副委員長 石田委員、どうぞ。

○石田委員 ワーキンググループを欠席してしまったので、議論を正しく理解していないかもしれないんですが、教えていただきたいことがありますて、9ページの漁民支援のところですよ。漁民にとって、やはり生計に大切な漁業ですので、こういう支援をしていただくのはとてもいいと思うんですが、わからない点が3つほどあるので教えていただきたいんです。

まずは、補償のやり方について2つなんですけれども、文章を読むと、前半部分では、漁業資源の減少を補償したいというふうに書かれているんです。漁業資源が減少することで収入が減ること、つまりそれは仲買人にも及ぶので、漁民と仲買人に対しては、その分については補償しましょうと。方針は理解できています。

具体的に、下には、表の中で、漁獲量に魚価に工事期間を掛けるということですよ。だから、結局何を見て漁獲資源の減少と見ているのか。漁獲資源の減少を見るのじゃなくて、つまりは工事期間は漁業が操業できないだろうから、操業しない時期を計算の根拠とするということなんですか。それとも、実際に漁獲資源が減少している、つまり水揚げ量が減ったところをモニタリングをして、市場なんかで測定をして、そういう細かいことをやった上で計算するということなんですか。それがまずわからないので教えてください。

つまり、それは操業と工事のオペレーションのところにもかかわると思うんです。だから、この日は工事するので、この期間、例えば3月1日から5月31日までは工事をするので、この期間は漁船の出入りは禁止です、つまりあなた方は操業できませんよということで、例えば60日間を設定して、60日に去年ないしは3年ぐらいい通しての漁獲量を掛けるということを考えられておられるのか、それとも、もう少し細かいケアをして、漁獲量が減ったということが確認できた段階から補償期間が始まるのかという。後者のほうは、実際にはとても難しいと思うんです。どっちをとるのかなということをお願いいたします。

○内田 補償の対象は、現在の漁獲高というものを基本にいたしまして、基本的に漁業は続けられるんですけれども、それに加えて、現在の漁獲高を基準とした補償というものをする予定にしております。

○石田委員 漁業を続けるんだったら、補償する必要はないんじゃないんでしょうか。

○内田 ただ、その影響があるからということで、恐らく漁獲高は減るということをお前提にしております。

○石田委員 わかりました。じゃ、そこははからないわけですね、漁獲量が減るだろうという前提のもとに補償をすると。

○内田 はい。

○石田委員 それから、あと、現金補償をすることによって、分割してお支払いになられるのか、全額お支払いになられるのか、あれですけども、多額の現金が入ってくることによる影響を防ぐ方策というのは、一番下のところに、補償費の使い方というふうに書いていますけれども、これは今までのプログラムでもうまくいっているのでしょうか。多分、結構な、工事は例えば1年とか、2年にわたるわけですね。工事期間1年分のお金をぼんと渡してしまうと、年間収入が入ってくるわけなので、車を買うとか、何かに使ってしまうとか、そういうことは起きないのでしょうか。今までの、過去のこのモンバサ港だとか、ケニアの中の例で言えば、それはうまくいっているのでしょうか。そこら辺がちょっと心配なので教えてください。

○内田 特に問題は報告されていませんが、一度に支払うということではないと。すみません、具体的にどのような分割払いをするかということろまでは、把握はして、記憶にないんですけども、一括で払う……合意したやり方で支払うということになっていたかと思います。

○石田委員 それはBeach Management Unitを通じてということですね。

○内田 そうですね。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

○米田副委員長 3つとおっしゃったんじゃないかなかったですか。

○石田委員 補償費の測定の仕方に2つあったんですが、話しているうちにまとめたので、今の2つで大丈夫です。ありがとうございます。

○米田副委員長 わかりました。

日比委員。

○日比委員 ありがとうございます。

この絶滅危惧種の鳥の件に少し戻ればと思うんですけども、もともと、このKaya Gandiniという宗教的に神聖な森林が事業地内に含まれていたために、回避するように申し入れて、その線形は回避したということと理解しています。それが5ページに記載があって、6ページのほうには、そのKaya Gandiniには、このSpotted ground thrush、ツグミの一種かと思いますけれども、あとSokoke Pipit、タヒバリですか、これがこのKaya Gandiniを含めた周辺保護区に生息するという記述があるんですけども、そこで確認は、そもそも回避したのは、宗教的な森林であるという社会的な見地から回避したということなのではないのでしょうか。であれば、その後ろで重要な自然生息地ではないと判断されているんですけども、30mというと、鳥のような移動性の動物にとると、極めて近い距離に事業地があると思いますので、生息地をどこまで含めるのかという、やや曖昧なところになってくると思うんですけども、まず、重

要な生息地ではないと言い切れるのかなという、その判断の根拠をもう一度ご説明いただければというのが一つと、仮に保護区であって、その保護区の中だけが重要な生息地であるという判断であったとしたら、次は、その重要な生息地には著しい影響を与えてはいけないわけですが、それが先ほどもご説明にあった器具を取り入れることによって、その著しい影響は緩和できるという、そういう意味であるという理解でよろしいでしょうか。

○内田 まず、森林のほうなんですけれども、コミュニティフォレストも、Kayaも、いずれもちゃんと住民協議を通じた上で、なるべく残す方向でという対策をとっております。

ケニアにございます、動植物調査に関しましては、WWFの専門家にヒアリングをした結果ということで、そのヒアリングの結果が以下に記載されている、6ページ目に書かれているところではあります。

○日比委員 今の点で、以下の記載されているところには、重要な生息地ではないという記載はないんですけれども、この3点に基づいて、JICAさんのほうで判断されたという理解でよろしいでしょうか。

○内田 ヒアリングした結果をもとに、WWFもそうですし、保護区を管轄するKenya Wildlife Serviceにもヒアリングをしておりますし、そういうものを総合的に勘案した上で判断しております。

○日比委員 そこはわかるんですけれども、つまり、WWFやKWSIは、重要な自然生息地ではないという判断をしたわけではないということですよね。

○内田 はい、ではございません。

○日比委員 これはあくまでもJICAさんの判断。

最初の質問のところは、もともとこのKaya Gandiniを避けた理由が、社会的な理由に基づくのではないですかというのが私の質問で、それに対しては、地元コミュニティとも話をしましたということだったので、やっぱりその生物学的な判断が入っていないのではないかなというふうに思うんですけれども。

○永井 事務局から、すみません。まず、Kaya Gandiniが保護区として認定されている理由は、生物学的ではなくて、宗教的・文化的な理由で、当該国において保護区として、まず指定されているという前提なので、ここの資料で鳥類と書いてしまったので混乱を生んでしまいました。保護区にも2つあって、生態系の話と文化的・宗教的。この保護区は、宗教的・文化的な理由で、当該国で保護区となっていると。それに関して、この管理をするKaya eldersという人たちと住民協議をした結果、合意が得られたので、このルートで設定させていただいたという確認結果でございます。

○日比委員 ありがとうございます。そこは1つ明確になりました。

ということは、次に、この絶滅危惧種の話になるんですけれども、つまり、この絶滅危惧種の生息地はどこなんだということで、あくまでこのKaya Gandiniは社会的な

保護区という判断なので、絶滅危惧種の有無というのは、その回避の要因にはなっていないわけですね。となると、その生息地がどこまでを含むのかというのは別途あるんですけども、その中で事業をしてはいけないということではないんですけども、著しい影響を与えてはいけないというのがあるので、それが先ほどの器具によって緩和できるという判断をされているということによろしいですかと。それが専門家等の裏づけを得られているという理解でよろしいですかという質問です。

○内田 はい、さようでございます。

○米田副委員長 今回の鳥の話に関連して、1つお願いなんですけれども、多分、今の器具の話は渡り鳥の話だと思うんですが、一応、ここで影響を与えないために、渡りの時期を避けるというのが緩和策として入っているんですけども、環境レビューで確認する事項のほうに、育雛期を避けるというのが入っていて、これも多分その影響を避けるという意味だと思うんです。

ただ、どちらもよく言われることではあるんですが、その渡りの時期を避けるというところで、3月から11月と書いてあって、育雛期は、もしかするとその外の時期かもしれないなということを思いますと、じゃ、一体いつ工事をするんだということになってしまいかねないので、そのあたりは、向こうにその話をするときに、もう少し何か表現をうまく、鳥に影響を与えないように、その場所によって、相手の鳥の種類によって、多分その避ける時期が違うんだと思うんです。実際にそれにこだわり過ぎると、工事ができなくなってしまうかもしれないので、そのところは、影響を与えないようにということは強調しつつ、現実的になるように話をさせていただきたいなと思います。

それでは、次、久保田委員ですね。

○久保田委員 ありがとうございます。

5ページ目の廃棄物の部分で、バラスト水管理条約の話が出てくるんですけども、お願いなんですけど、今ご確認いただいている、このバラスト水の排水の禁止について、恐らくケニアの環境省系の中央省庁が定めていると思われる国内法をご確認いただいているんですけども、到着して、ケニアのこのモンバサ港で、例えばバラスト水を放出する場合、このモンバサ港のほうで、受け入れ処理施設というのをきちんと整備しているのかというところですか、あと、このモンバサ港のほうに入港してくる船舶が、その船舶自体にきちんとその排水の処理装置を備えているのかといった確認は、恐らく環境省系の管轄の国内規定ではなくて、ケニアの海事法等ですね、船舶管理のほうの法律の確認が必要かと思いますので、そちらのほうもあわせてご確認いただいたほうが、より確実に確認できるかと思いますので、そちらをお願いできればと思います。

以上です。

○米田副委員長 JICAのほうで、それは可能でしょうか。

○内田 はい、承知いたしました。ケニア国内でも、バラスト水を領海内で排出することは禁止されていまして、そこは確認はできているんですけども、今いただきましたご指摘の点を先方にも伝えた上で協議したいと思います。ありがとうございます。

○米田副委員長 次、木口委員、どうぞ。

○木口委員 ありがとうございます。

先ほど、また生態系のところに戻らせていただきたいんですが、6ページなんですけれども、電力のところ、地域住民が利用・管理しているコミュニティフォレストがあるということなんです、ここが伐採の対象になるという理解でよろしいでしょうか。

○内田 はい、一部伐採の対象になります。

○木口委員 それで、その後のほうに、このコミュニティフォレストの影響を緩和するということで、植林をされるということなんですけれども、基本的に、コミュニティフォレストというのは、住民の方が薪をとったりですとか、林産物をとったりということで利用しているというものと理解できるんですけども、その理解で正しいでしょうか。

○内田 はい、さようでございます。

○木口委員 であるとするならば、森林がもとの採取などに耐え得る状態、成長するまでの間のタイムラグというのがあると思うんですけども、それは補償の対象になっていくことにはならないでしょうか。全然それに関する記載がなかったので伺います。

○内田 近くにまだ森が残るということもございまして、代替はある程度できるだろうという想定に立っております。

○木口委員 東南アジアのケースですと、林産物もダム事業などで補償の対象になっているかと思うので、そのあたり、もう一度ご確認いただければと思います。

加えて、生態系だけでなく、コミュニティフォレストというのは、どちらかというと社会環境のほうで、住民の利用とか、何か補償に関するような対象としても見るべきだと私は思うんですけども、そちらに関してはいかがでしょうか。

○内田 実は、このコミュニティフォレストの伐採が400ha分の5haと、非常に小さい範囲ということもございまして、先ほど申し上げましたとおり、ほかのところでの、残った森でのある程度の代替ができるのではないかとということで説明をしております。

○木口委員 わかりました。ありがとうございます。

○米田副委員長 ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

もう一つ、どうぞ、木口委員。

○木口委員 質問なんです、4ページ目、コンサルタントのToRとありますけれども、その前の部分で、移転ですとか、社会関係の専門家の方を配置して、社会的な配

慮を行うということなのですが、JICAの側で雇用されて、コンサルタントに対して、環境の専門家という方はよくお目にかかるんですが、移転ですとか、社会配慮に対する専門性を持った人員の方というのがきちんと配備される状況にあるのかなというのを、この事業にかかわらずかもしれないんですが、お伺いできればと思ったんですが。

○内田 いらっしゃいますので、配置される予定であります。

○木口委員 わかりました。ありがとうございます。

○米田副委員長 それでは、今日の意見をもとに、審査のほうをよろしく願いたいと思います。

この議題を終わります。

もう一つ議題があります。スコーピングマトリクスの記載方法についてということで、これはJICAのほうからご説明をお願いいたします。

○古賀 それでは、審査部環境社会配慮審査課の古賀よりご説明させていただきます。

最初に資料なんですけれども、昨日お送りしたものを、本日午前中に修正いたしまして、改めてお送りしております。直前に申しわけありません。最新版の資料をお手元にも紙でお配りしておりますので、そちらをあわせてごらんください。

では、説明させていただきます。

スコーピングマトリクスの記載方法についてです。

まず、2枚目のスライドで背景をご説明しておりますけれども、昨年10月の全体会で、このようなご意見を頂戴しております。具体的には2点あったかと思っておりますけれども、1点目は、一般的にはスコーピングマトリクスで、JICAが現在用いていますようなA、B、Cのような影響程度に応じた区別は行っておらず、負の影響が想定されるか否かの2択でスコーピングを行うことが多いのではないかというご意見。もう1点は、民間事業であったり、日本のEIA制度では、正の、ポジティブな影響評価は行っておらず、正の影響がスコーピングに含まれるとわかりにくくなる部分があると。この2点のご意見を頂戴しております。

これを受けまして、他の諸外国、特にJICAの協力事業の主要な相手国において、あるいは国際機関でどのようなスコーピングマトリクスの記載方法を行っているか、情報を収集いたしました。

3枚目のスライドにまいります。ここで現行のJICAのスコーピングマトリクスの記載方法のおさらいになるんですけれども、こちら、2015年に行われましたガイドラインの運用面の見直しの議論を踏まえて、JICAのほうでまとめたものになっております。

この右下に評価例という欄がございますけれども、こちらにあるとおり、スコーピング段階で想定される影響を、Aのプラス、マイナスであるとか、Bのプラス、マイナスで、それはそれぞれ重大な影響、もしくは一定程度の影響が想定されるかで、影響の有無が調査しないと不明であるというものについてはCと、影響が想定されない

ものはDというふうに、現在、ABCDという評価を行っております。これが現状でございます。

4枚目のスライドで、このようにJICA側のスコーピングマトリクスの記載方法を採用した経緯を少し調べました。

もともと1985年、86年にさかのぼるんですけども、当時、OECDのほうから、国際開発事業において環境アセスメントの実施を勧告するという決議がなされました。

これを受けて、1988年にJICAのほうで分野別環境研究会というものが立ち上がりまして、その中で、JICA事業でも環境アセスメントの実施と、そのガイダンスになるようなガイドラインを作成すべしであるという提言を頂戴しました。これを受けて、主要なセクターにおける環境社会配慮ガイドラインの作成を、当時開始しました。

スコーピングの手法に関しては、その後、1990年に、こちら執務参考資料になるんですけども、当時のJICAで「ダム建設計画に係る環境インパクト調査に関するガイドライン」というものを作成しておりました。この中で、少し長いんですけども引用しますと、スコーピングについては、事業の実施に伴い発生することが予測される全ての環境項目を網羅する必要がある、それにはチェックリストがわかりやすく、方法として有効なものと考えられると。

環境インパクトの対象は、基本的に現況の環境に与えるマイナスの影響とする。

評価の区分は、A（重大なインパクトがある）、B（中程度のインパクトがある）、C（小程度のインパクトがある）、D（不明、ただし検討する必要がある）と。×というのが、全く環境インパクト調査の対象としないという5段階に、当時分けられておりました。

その後、1992年と93年には、それ以外の主要なセクターに関して、どちらも執務参考資料になりますけれども、が作成されております。スコーピング手法に関しては、今ご説明したとおり、ダム建設計画と共通のものを用いておりました。

その後、日本では1997年に環境影響評価法が制定されております。

今ご説明したA、B、C、D、×という5段階で、この当時、マイナスの影響だけを対象としていたようなんですけども、こちらが、現在JICAが行っているスコーピングマトリクスの記載の、どうやら大もとになっているようだということがわかってございます。この当時、まだ日本でも環境影響評価法が制定される前でしたので、ただ、JICAとしてはOECDの勧告を受けて、環境アセスメントをやっていたことになったときに、当時、執務参考資料として、必ずしも環境の専門家ではないJICA職員が執務参考のために作成したマニュアルということになっております。これが、どうも現在まで続くスコーピングの大もとになっているということがわかりました。

続きまして、日本を含む諸外国の事例について調査いたしました。

まず日本の事例、5枚目のスライドになりますけれども、環境影響評価の対象項目の主務省令で定められた標準項目に、事業特性及び地域特性により項目の追加及び削

除を行うことによって選定を行っている。これが日本のスコーピングになります。

選定した項目は、例えば◎、○といったような記号を用いて示されております。◎に関しては主務省令で定められている項目になってきて、○は事業特性及び地域特性により調査対象として追加された項目を示していると。

また、正の影響をどう扱うかというところについては、国内ではプラス面の影響を扱った法アセスの事例はほぼないという状況です。こちら、事例として中央新幹線の環境影響評価方法書を載せております。このような形で、◎もしくは○と。調査対象のものだけを示すという方法になっております。

6枚目のスライドで、次がアメリカ合衆国になりますけれども、National Environmental Policy Act (NEPA) では、スコーピングにおけるマトリクスの作成であるとか、各項目のスコアリングは求められておりません。正の影響は、スコーピングで必要と判断された場合、評価対象となっております。

スコーピング段階のステークホルダー協議 (Public Scoping Meeting) では、アセスメントの対象とすべき項目が箇条書きで示されて、それをもとにステークホルダーとのコミュニケーションが行われているということは、そのような事例を確認しております。こちら、下に図で示しているような形で箇条書きになっておりました。

続きまして、7枚目のスライドで、それ以外、今度はJICAの協力相手国の中でも主要な国々について確認を行いました。

まず、フィリピンですけれども、環境天然資源省が所管する Philippine Environmental Impact Statement Systemにおきましては、スコーピングマトリクスの作成及び各項目のスコアリングは求められておりません。また、運用上、スコーピング時に正の影響が想定されれば、EIAに記載されるということはありますけれども、必須で必ず求められるというものではありません。

次に、インドですけれども、EIA Notificationにおいては、スコーピングにおける各項目のスコアリングについての規定はございません。また、EIA Notificationによれば、スコーピングの対象はenvironmental concernsと書かれておりますので、負の影響を対象としていると考えられます。

続きまして、8枚目のスライドにまいりまして、インドネシアです。

こちらは、Environmental Protection and Management Lawにおきまして、主にそのチェックリストをもとに、影響が想定される項目にチェックをつけるという形になっておりまして、下に図を載せていて、ちょっと見にくいんですけれども、想定される項目に、アルファベットのXのようなバツ印をつけているという状況です。

また、正の影響については、影響評価に含まれる場合があるということは確認できましたけれども、正の影響評価を必須としているというような規定は確認できませんでした。

最後に、ベトナムですけれども、こちらは、スコーピング時には、こちらに示して

いるようなマトリクスを用いていることが確認されました。1、2、3、4、5と5つの列がございますけれども、1列目にConstructionとかOperationとか、その時期がございます、2列目にActivities、活動というか、プロジェクトを実施し、3つ目にSchedule、4つ目にTechnology Methodというのを記載した上で、最後の一番右側の列に、影響が想定される場合は○であるとか、あるいは、想定される影響をここに書くと。ですので、想定されない場合は、ここが空欄もしくは×といったものが記載されてくるということでございます。

また、正の影響に関しましては、ベトナムの環境保護法では、影響評価を行う目的として、環境と人間への悪影響を最終化し、事業の持続的な発展を可能とすることを挙げているということで、残念ながら、明確に負の影響に限るとしているわけでもなく、また正の影響を対象にすると述べていないという状況でございました。

続きまして、10枚目のスライドになりまして、次は国際機関で、世銀とADBの事例について調べました。

まず、どちらの機関でも、スコーピング時にマトリクスは用いられておりませんでした。また、正の影響評価については、幾つか行われている事例があることが確認されました。そのような事例では、こちらに載せているように、6段階のsignificance、影響の程度を6段階に分けた上で、プラス面とマイナス面で、ただし、これはスコーピング段階ではなくて、影響評価結果を記載する段階でこのような記述を用いていることが確認できました。

最後、11枚目のスライドですけれども、これらの調査結果を踏まえまして、JICAとして提案させていただきたい点、1点目は、スコーピングマトリクス、こちらは現地ステークホルダーとの協議に用いられていくものになりますので、各国、各地の環境当局の指示や通例を考慮の上で、現地の方々がわかりやすい判断基準で、明確な方法で作成されるべきであると考えております。

各項目については、現状のようなA、B、Cといったようなスコアリングは廃止しまして、アセスメントの対象項目のみに○を付すという方法でやってみてはどうかと考えております。

また、正の影響につきましては、日本の法アセスや協力相手国事業では一般的に行われているとは言いがたい状況がございます。このため、JICAが協力準備調査等を通じてEIA作成を支援する場合は、スコーピングの対象とはしないけれども、相手国等から正の影響を調査対象としたいというような要望があった場合は対象とするということにしてはどうかと考えております。

また、今後、日本やJICA事業の相手国等において予測方法等が一般化された場合においては、JICA事業でも取り入れることを検討したいと思っております。

以上になります。

○米田副委員長 ありがとうございます。

ただいまのご提案に対してご意見を。

錦澤委員、どうぞ。

○錦澤委員 この提案に関して特段異議があるわけではなく、スコーピングのマトリクスの中で、プラスの影響について扱う必要はないのかなと思っています。一方で、このプラスの評価という要素を、スコーピングだけではなくて、アセスメント全体の中でどう考慮していくかは、もう少し考えたほうがいいかなと思っていまして、プラスの評価というのは、私の理解で言うと、代替案の検討をどこまできちんとやるかというところと関係していると理解しています。

そういう意味で、米国NEPAのフルアセスの場合は、代替案の検討が義務化されていて、そういうアセスは、私が知る限りでは、プラスの評価は普通にしているんです。プラス、マイナス含めて、どの代替案がベストなのかというのを示さないと、議論ができないので、それは普通にやられていると。

そういう意味で、JICAのほうで今やっているこのアセスメントで、代替案の検討というのが恐らく、ガイドラインを見ると、義務化されているのかなというふうに読めるんですけれども、そうだとすると、このプラスの評価というのをある程度考慮して取り入れていくという方向は、あり得るかなというふうに思っております。

○米田副委員長 JICAのほうで、何かありますか。

○古賀 ありがとうございます。これまでもプラスの影響というのが、代替案検討も含めて、環境社会配慮助言委員会で議論させていただいていることがあるかと思うんですが、そのような場合に、正の影響としてよく挙げられるものとして、例えばプロジェクトの実施による地域の、地元の経済の活性化とか雇用の増加とか、あるいはまた、例えば鉄道のような運輸セクターの場合ですと、渋滞の緩和とか大気汚染の改善のようなものがよく見るのかなというふうに理解しております、これらは事業効果として、その対象の事業をやるに当たって、当然それを最大化すべく狙って行っているものでございますので、事業形成のプロセスで、当然ながら考慮されているものであるというふうに理解をしております。

また、最後のスライドに書かせていただきましたとおり、スコーピングの対象と必ずしもしなくても、相手国からプラスの、ポジティブな影響をしっかりと取り上げたいであるとか、そういった要望があった場合にはEIAの中で取り上げて、影響評価も、あるいは代替案検討の場でも、それを取り上げていくということはあるかなと考えております。

○米田副委員長 石田委員、どうぞ。

○石田委員 ちょっと考えてみたんですけれども、私は前の、もともとのガイドラインをつくるときの委員会の委員のメンバーでも何でもないので、正しく理解をしているとは思えないんですが、今までの、この日本のJICAがやってきたやり方を見ると、代替案というお言葉が出ましたけれども、その事業のある計画の早目の時期に

において、その段階で提出された代替案なるものが正しいかどうかというところを含めてまで検討しているんだというふうに理解しているんです。

そういう観点から考えると、だからこそEIAという手法を使って、環境影響、それから社会影響の方面から代替案というものが好ましくないとわかれば、もとの戻る、もしくはやめる、もしくは新しいものをつくるというふうな意思決定の一つのステージだと思うんですね、割と早目の。だからこそ、代替案というのはとても重要なわけであって、先ほど委員のお話も出たように、そこはプラスも考えなければいけないと思います。

それと、マイナスの影響がどの程度かということも必要だと思うんですね。マイナスがあるかどうかだけのチェックリストをして、マイナスだけを残すというのは、それはもう既に、その代替案があるべき正当なものとして、もう今後は変わりませんよということで、いわば、世間的な言い方をすれば、最初にこの事業Aありき、事業Aに対して影響は何だということを見ているだけに過ぎなくて、ちょっと手法のやり方としては、もったいないというか、狭めてしまっているような気がするんです。

だから、例えば、現実には私たちのものにと議論がかかるときには、その事業をやめるということは今までなかったし、これからほとんどないと思います。ないと思うんだけど、でもやはり重大な影響が出そうであれば、そこは代替案として、例えば橋梁だとか、橋だとか道路のルートなんかは、出されてきたものに対しては、AではなくてBにしてくださいとか言うこともできるわけでして、だからそういう自由度というか、代替案を保障するためには、特に受ける側としては、それから住民でも、向こうの政府でもいいんでしょうけれども、計画を主体的に見ていく側としては、やはり単に〇×だけではなくて、これがアセスをした結果、どの程度の影響が出そうだということが、ABCなりであったほうが便利だったなという感想は抱いています。

ですので、今日いただいたご報告は、とても世界各国の事例をもとに勉強になるんですけれども、少しだけわからないのは、世界各国がどういう思想のもとに、その環境社会配慮なり、EIAなり、アセスメントと捉えているかというところの背景がわからないと、それをそのまま並列に比較するのはちょっと難しいんじゃないかなというふうな感じも受けています。

雑感ですけれども、以上です。

○米田副委員長 島委員、どうぞ。

○島委員 2点ありまして、4ページ目の経緯のところ、すごくわかりやすく勉強になりました。恐らく90年の段階でABCDとかと入れた背景を想像すると、恐らく、初期評価のような位置づけで入れたのではないかなと思っていまして、そこで早目に、早くしようということなのかなと思ったんですけれども、スコーピングに関していくと、スコーピングで丸をつけて、それをアセスしますということなので、それですと〇×でいいんだろうなと思うんですけれども、例えばこの初期評価でABCをつけて、

相対的にインパクトが少ないからフルのEIAをやらなくて、簡単なもので済ませるとか、多分そういう国で制度をつくっている例もあると思うんですけども、そういった形で使うのであれば、このABCDというのは意味があるのかなと思いましたというところです。

あと2点目は、正のインパクトの評価の話なんですけれども、私は10月の議論以降、案件を見ながら、EIAをどう書いているかなと、思いつくままに見ていたんですけども、結構正の影響を書いているEIAって幾つもあって、大体は負の影響と、負の影響はこうです、正の影響はこうですと並べて書いていて、結局、最終的には負の影響が回避されている、ミチゲートされるということで判断しているというのが、EIAのたてつけで多いかなとは思ったんですが、一方で、世銀の例みたいに点数をつけていたりするのも1回あって、これもありだとは思っているんですけども、そうしたら、その国の制度なのか、コンサルがそういう手法をやっていたか、わからないんですけども、セーフガードの考え方からいくと、基本的にはマイナスのリスク、影響が回避されるか、ミチゲートされるかという話なので、変に点数をつけて、マイナスが残っても、プラスが多いからこれはやっていいみたいなことになると、ミスリーディングになるんじゃないかなというのは、これも感想ですけども思ったところです。

○米田副委員長 柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 私も正の影響のところで気になって、何回か出られなかった回があったので、メールでお問い合わせいただいて、メールでお返事させていただいた中にもちょっと書いたんですけども、アメリカの例で、アメリカは、インパクトというか、エフェクトの定義の中には、明確にベネフィシアルなエフェクトも必要に応じて入れるというふうに定義されているので、そういったようなNEPAのEISみたいなものというのは多いかなというふうに思うんですけども、一方で、事業効果として考慮されているのではというのは、確かにおっしゃるとおりかなというふうには思うんですが、一方で、必ずしも本体事業の一義的な事業効果だけが正の影響かなというふうにと考えると、必ずしもそうとも言えないかなというのがあります。

先ほどの代替案の比較検討のときに、まさに問題になるというのはそういうところで、例えば港湾事業であっても、港湾の形状ですとか護岸の形状なんかを検討するときに、例えば港湾機能以外のところで、今後の気候変動適応策とか、そういったところに資するような工夫というのを考えるみたいな話というのも、議論の中では十分できるかなというふうに思うんですね。

そうすると、それは必ずしも港湾事業の事業効果として最初から検討されていると言われると、ちょっと抜け落ちてしまう部分もあるんじゃないかなというふうに考えると、今回ご提案のところで、正の影響はスコーピングの対象とはしないというふうに言い切ってしまうなくてもいいのかな。ここは、やっぱり必要に応じて、そこもスコープに含んでいくというような姿勢であってもいいのかなというふうに、私は考

えました。

○林副委員長 今の柴田委員とか錦澤さんの話で、スコーピングの中に入れるべきかどうかというのは、いろいろ議論があるのかなと思うんですけども、基本的に、捉える観点として、正の影響というのは残したほうがいいのかなと。そのときに、スコーピングマトリクスの中に入れるべきかどうかというのは、皆さんの意見を聞いたほうがいいかなとは思います。

あと、事業効果の中に含まれないという、例えば、温暖化対策みたいなものがこれからメインに出てくるときに、事業効果は温暖化対策だけでやっているものでも必ずしもないものもあるけれども、温暖化の効果が大きく効いてくるものもあるというようなことも考えると、プラスのものというのが付随して出てくるような案件というのはあるのかなという気がしてしまして、世銀のこのマトリクスでM+、M-という、ここもやってるんだ、へえという感じで、JICAでこれをやるというわけじゃないですけども、へえという感じで見ていたんですけども、かなりこれを入れてくると複雑な形になってくるといえるか。

JICAでは、今、A、B、Cということの評価で、プラス、マイナスをやって、複雑ではあるんですけども、少し細か目に初期評価をすると、先ほど初期評価、出たんですが、初期評価をして、後々チェックをする前の段階の評価として評価したのが、後で結局どうなったのかというのを適切にというか、実際にアセスを、評価をした段階で頭に置きながらするというのは大切なのかなということだと思ってしまして、結論から言うと、ポジティブな部分というのは、ある程度、今までもありましたけれども、今後出てくる重要なポイントの一つなのかなという気がするので、あってもいいのかなという気はします。

あと、この○というのがいいのかなというか、○というのは全角だった気がするので、チェックとかというほうがいいんじゃないかと。ただ、これを、ここ2段階にするんだったら、チェック2つとかと、そういう話になるとややこしいので、○なのかもしれないんですけども。今の話は、ただの単語というか、使い方の問題なんですけれども。

以上です。

○米田副委員長 作本委員、どうぞ。

○作本委員 どうもありがとうございます。

今議論があったとおりで、錦澤委員と石田委員を初めとして、僕はもっともだと思えます。

我々がプロジェクトを前提に考えるときに、やはり事業効果、あるいはその事業の目的、これを抜きにして、我々は負の部分の環境影響だけで議論するわけにいかないんですね。例えば、カンボジアでネアックルンの橋渡しで、昔はフェリーだったのを、橋をつくるという事業がありましたけれども、時期が変われば、あるいは経済需要が

高まれば、ある段階からどうしてもその橋が必要になると。場合によっては、その負の影響も大きいかもしれないけれども、橋がどうしても必要になると、そういうことがあるので、我々はこのマイナスの側面だけの、負の影響というんですか、手続的に減らすだけの、ここで議論をしているのではないかと思うんですね。

アセスのそもそもの目的というか、趣旨は、先ほど錦澤委員がおっしゃられたように、よりよい選択肢を選ぶことであって、全く負の影響をゼロに持っていこうと、そういう考え方に立っているわけじゃないんですね。その時代において、資金的な理由、技術的な理由でもって、よりよい選択肢を選ぶ。そうすると、先ほど林委員からおっしゃられたような、例えば温暖化の議論をどうするんだと、温暖化について、我々は完璧な、CO₂排出をゼロにするような手法はまだないわけでありまして。ただ、それでも、今までよりは、よりベターな選択肢を選ぶ。これが今の我々が抱えている日本のアセス制度の考え方というか、趣旨なわけですね、ゼロにしようなんていうことは全く考えられないわけですから。

そういう意味では、やはり大きな器としての経済効果、事業の目的、これどこかで、今でも冒頭に説明がありますが、これが見えない限りは、恐らく先ほど錦澤委員が言った代替案のところではつまずくことになる。議論が先へ行かなくなる。この委員会というのは負の影響だけを1つずつ潰して、拾い出して潰してくれればそれでいいでしょうというようなことになりかねないんじゃないかと思います。

やはり事業を私自身が、これは主観でありますけれども、一つの事業については、負の面と正の面、両方抱えているわけですね。役立つということは必ずあるわけでありまして、そのバランスを我々は問われているわけでありまして、場合によってはそれは自然保護の関係かもしれないし、いろんな言い方、説明の仕方、あるいは批判の仕方があるかもしれないけれども、やはり事業そのもの、全体が、特に今、日本では海外インフラ戦略なるものを立てて、積極的に政府がこれを案件探し、あるいは進めようという立場になっているわけですから、我々はそこに目を閉じた場合には、我々は全く手探りの状態で、この助言委員会を運営せざるを得なくなってしまうというようなことがありますから、やはり、せめて今やっている程度の事業の効果、目的、目標、こういうようなものだけは明確に、まずは示していただくということが大事なことではないかと思います。

以上です。

○米田副委員長 どうぞ。

○永井 ご意見いろいろありがとうございます。

まず、今回ご提案させていただいたのは、スコーピングマトリクスの記載方法が大前提で、話が途中から、代替案の比較のところ、2つある話が混ざってしまったと思うんです。私どもが今回ご提案したいのはスコーピングマトリクスの記載方法で、ご意見をお伺いしている。私の理解では、スコーピングマトリクスにおいては、

ABCDではなくて、チェックなり○という形でご理解いただけたのかなとは思っているんですけども、そこは間違っておりますでしょうか。

問題は、スコーピングマトリクスにおいて正を見るかどうか。今のご議論は、多分、代替案において正を見るかというご議論が、話がこっちに移っていたんですけども、我々は、その後、調査をする際にスコーピングマトリクスをつくると思うんですけども、そのときにも正を議論するかというところを、話を2つに分けたいなと思っていて、今回、代替案に関しては資料も準備しておりませんので、ご議論できる状況ではないんです。スコーピングマトリクスと2つ混ざってしまって、私の中では、今、理解が難しいところです。

JICAの考えといたしましては、JICAの協力準備調査というものは、基本的に相手国の法制度に基づくEIAを作成支援するものなんですね。もちろんJICAとのガイドラインとのギャップがあったら、そこは埋めていただくというところは重要です。

今回調べた結果、多くの借入国において、正の影響ですとかABCというのがマストではなかった。やっている案件はもちろんありましたけれども、多くの案件では、国によっては必須になっていないし、必須になっていたとしても、やっているケースがレアだった。そういう国に対して、JICAとして、じゃ、スコーピングマトリクスをすべからくABCにしてくださいですとか、プラス、マイナスでやってくださいというのを、今までは求めていたんです。我々の執務要領で求めていたんですけども、それがかなり向こうの政府とコンフリクトが起こってきたんです。それで彼らは住民協議を現地でしなくちゃいけないと。住民に対して、プラス、マイナス、ABCを説明しても、よくわからない。チェックのほうが、多分わかりやすいんだと思うんです。だから当該国ではチェックということをやっている。環境当局からも、このスコーピングは何なのかというのは、時々照会を受けるんです。うちの国ではこういうことをやっていないと、チェックだと。

なので、JICAの今回の協力準備調査の目的というのは、当該国の法制度に基づくやり方ということで、ある程度、どの国にも最低限受け入れられておかしくない方法を、最低限ご提案したいというところなんです。

なので、今回はチェックというやり方、そして、正の影響もやらないと言っているわけではなくて、当該国がやることになっていたり、当該国がやりたいというものに関して、そこは否定しませんと、そこはやりますと。ただ、すべからく求めるかと言われると、それはちょっと今は求めにくいというのが我々の判断なので、今回ご提案させていただいたのはチェックですと。正は基本的には見ませんけれども、スコーピングマトリクスにおいてですね、ただ、彼らがやりたい、もしくは当該国で義務づけられていたとしたら見ましょうと。

もちろん、調査を通じて、追加で正の影響が確認されたら報告書に残します。ただ、一生懸命スコーピングマトリクスの段階で正の影響を一個一個確認していくという

ころまでは、我々は必須にしなくてもいいんじゃないのかなと、そういうところの議論が、我々のベースとなる議論でございます。

ご議論させていただきたいのは、スコーピングマトリクスの段階でございます、その上段の代替案の検討の段階というのは、すみません、ちゃんと、多分これはガイドラインの改定の論点にもいろいろ入っているところで、代替案のやり方というところはいただいているので、そういうタイミングでご議論させていただければなと思っております。

○米田副委員長 重田委員、どうぞ。

○重田委員 今のお話を聞かせていただいて、大枠ではこのスコーピングマトリクスで、今おっしゃった発言でよろしいかなと感じました。大事なのは、やっぱりガイドラインとの関係で、このスコーピングマトリクスをどう考えるかということで、JICAさんのほうでは、別に評価ガイドラインとか、ログフレームとか、プラス面の評価をする手法をいろいろ持っていらっしゃると思うので、やっぱりここは、環境社会配慮ガイドラインとの関係のスコーピングマトリクスということで、今の負の影響を中心としながらの選択でいいんじゃないかなと思いました。

以上、意見です。

○米田副委員長 掛川委員、どうぞ。

○掛川委員 永井課長、クラリフィケーションありがとうございます。問題がどこにあったかというベースが非常にクリアになったので、私もそのスコーピングマトリクスの記載については、まさに見るべきところ、負のところを見ていくということで明確にしつつ、前に進んでいくのがいいと思いますし、プラスの影響については、当然ながら、協力準備調査のときに、どのようなスコープにするかとか議論しますし、そこで足りないということであれば、また私たちのほうでもインプットをさせていただくことも可能だと思いますので、今のご提案のやり方でよろしいんじゃないかと思えます。

○米田副委員長 村山委員、どうぞ。

○村山委員 提案の最初についてはこういう形でいいかなと思うのですが、JICAのほうで、スコーピングを行うときに初期環境調査、IEEをされていて、それなりの調査をされていると思うんですね。

なので、その結果を踏まえて、これまでグレードをつけておられたと思うので、できるだけそういう情報が欠落しないように、単にチェックをするだけではなくて、できるだけそういった調査の情報は残していくということは必要だと思います。

それから、2点目についてですが、最初の2行が、私は非常に違和感があります。日本のアセスメント制度、あるいは相手国の制度を参照して、JICAの運用方針を検討するというのは、今まで余りなかった話で、むしろ、国際的な援助機関がどのように進めているかということから議論をしていたと思います。

日本のアセスメントはかなり限定的で、確かにネガティブチェックしかしていない。相手国もどちらかというところだということは、理解は当然しているんですけども、だからJICAの方法がそれに準拠するというのは、余り賛成ができないということです。

もう少し別の観点からこの点を主張されるのであれば理解はするのですが、この表現では、私は納得がいきません。

例えば、資料にもありますように、世銀で、スコーピングの段階ではないと思いますが、後のほうでプラスの評価も出てくる。もともとアセスメントが始まったアメリカの紹介もあって、アメリカは余りスコーピングを定型化していないので、いろんなやり方があると思いますけれども、そういうような自由度を含めながら、評価の段階でもプラスができるような余地を残しておいたほうがいいのではないかと。確かにアセスメント、ネガティブチェックの側面が強いのですが、今の潮流は割とそうではなくて、もう少しポジティブも含めてやっていきたいと思いますというところが出てきているのも、一方ではあるんですね。

そういう意味では、プラス面はやめましょうということをここで宣言をしてしまうのは、ちょっともったいない。今までやってきたことがもう少し生かせるような仕組みもあっていいんじゃないかなと思います。

もちろん、後の段階で、評価の段階でプラス面を入れていたとしても、マイナス面ほどきっちりとした評価が、これまでされてきていたというわけでは多分なくて、最終的な評価の表の中で、プラス面についてはこういう点があるといった記述があった程度だと思うんです。ネガティブな側面についてはきちんと調査されて、予測評価もされている部分が、事例によってはあったと思うんですけども、そういった記述が後でできるような余地を残しておいたほうがいいのではないかなという気がします。

以上です。

○米田副委員長 寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 今の先生の質問に追加でお聞きしたいんですけども、これまでのところ、このA+とか、B+がついたものというのはどのように、例えば、この記載方法ですね。大気汚染、水質汚濁、廃棄物など、基本的にはプロジェクトの進行に応じてマイナスの影響ばかりだと思うんですけども、例えば、大気汚染の場合はB+というのがありますよね。これはどのように今まで運用されて、記載されていたんでしょうか。質問でございます。

○永井 実は、プラスに書いたものに関して、その後、評価に書くだけ。何か追加で調査をするということはまれでございまして、プラスがついたものが、最終的に評価結果もそのことを書く。何かその間の評価と調査をしたかということ、そういう事例はほとんどないのではないかと考えています。

あと、村山委員からいただいた国際機関の対応ですけども、我々も確認しました。

やっているものもあれば、やっていないものもたくさんありました。多分、グッドプラクティスの世界なのか、どういうことかわからないですけども、やっている案件もかなり少なく、そうそうみんなやっているわけではなかったと。

○米田副委員長 やっているというのは、正の影響。

○永井 正の影響を、それもスコーピングの段階ではなくて、評価結果の段階でプラスを入れているものがあったということで、スコーピングの段階において正の影響をやっている案件というのは、そんなになかったというところが正直なところ、事例は確かにありましたと。

そういうものをすべからくJICAが求めていくのかというのは、まだちょっと早いんじゃないのかなというのが我々の考えで、確におっしゃるとおりなので、我々も最後に書かせていただいた、否定はしていないんです。正のやり方をやりたいという人に対しては、どうぞやってくださいということで、相手国が仮にやりたい、もしくは法制度で求められたらやりましょうと、お手伝いしますよというところでございまして、一律やめるというわけではないです。

あと、調査を通じて、もちろん正の影響が確認されたら、報告書にきちんとそこは残す必要はあろうかとは思っています。

○寺原委員 もう一つございまして、先ほどもどなたかの委員からお話があったんですが、○とか×というのは割と日本語的な表現でわかりづらいですね。アメリカの大学だと、成績がA+が一番よくて、次がAで、次がA-という、その下がB+とか、オーダーになっているようなイメージがあるんですね。A+、A、A-、B+。非常にわかりにくいので、例えばインドネシアの場合はXと書いてありますけれども、チェックボックスと同じような意味だと思うんです。ベトナムの場合は○、×というふうに書いてあるんですけども、○、×というのは、あまり日本以外では見ないんじゃないかなと思っております。

ですから、英語で書いてきちんとメッセージが伝わるような、×なのか、○なのか、やる、やらないということだと思うんですけども、これはチェックであらわすとか、Yesとかであらわすとか、明確にされるといいのではないかなと思います。

以上です。

○永井 昨晚お送りさせていただいた資料からの変更点は実はここで、昨晚送らせていただいたものは、○か×かと書いたんですけども、×は違うかなと思って、調査するものに関しては○というふうに、今日差しかえさせていただいた。今のご指摘だと、この○もわかりにくいかもしれないということなので、こだわりはすごくないんですけども、チェックで、やり方は考えますが、表記の仕方は考えたいと思います。

○米田副委員長 必ずしも皆さんが同意されたわけではないと私は理解しているんですが、JICAのご希望としては、このご提案を即実施に移したいというお考えでしょうか。

○永井 今日、スコーピングマトリクスの正の影響についてはいろいろとご議論をいただいたので、ただ、我々の趣旨としては、マンドトリーにはしたくはない。先方が求めればというところが、一番議論が残っていると思うんですけども、こちらに関してご理解いただければ、基本的に上のほうはご理解いただけたと思っているんですけども、下のほうのやり方に関して。

○米田副委員長 最初の部分についても、完全に皆さんが納得しているというわけでもないような気がするんですが、例えば期間を決めて試行してみるとか、そういうご提案もありかなと。

○永井 そうですね、一回ワーキンググループとかで期間をある程度設定して。

なので、そこも含めて、最後の提言のところをもう一回修正しまして、今後の全体会合で、改めて方針のほうをご提案できればと思うんですけども、そちらでよろしいでしょうか。今日のご議論も踏まえて、我々のほうで修正案、提案をさせていただきたい。その後に試行期間を設けるなりして対応できればと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○米田副委員長 ご反対はありますか。

作本委員、どうぞ。

○作本委員 今のJICAさんのご方向、ありがとうございます。このスコーピングマトリクスの中では今のようなお話ということで、このマトリクス以外の、先ほど代替案の話もありました、そのような場で議論する場というのは、検討する場というのは、別途また考えていただけますか。

○永井 はい。実はもうガイドラインの改定の論点で、多くの委員から、代替案のやり方、方法というのは、もうご提案というか、論点として挙げさせていただいていますので、そのタイミングでご議論できないかなとは思っております。

○米田副委員長 ほかになければ、この件についてはもう一度ということでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次回の会議のスケジュール確認をお願いします。

○永井 事務局から失礼します。スケジュールの前に1点だけ。ガイドラインのレビュー調査の最終報告書案のご説明ですけれども、現時点では6月以降を予定しております。先般、5月以降と申したんですけども、6月以降にご報告させていただく予定です。ですので、5月の全体会合では、DFRの説明は予定してございません。

以上でございます。

○村瀬 それでは、次回の会合スケジュールですけれども、第102回全体会合は5月10日の金曜日14時からということで、場所はJICA本部になりますので、よろしくお願いします。

○米田副委員長 それでは、今日はこれで閉会としたいと思います。

ありがとうございました。

午後4時18分閉会